

第5回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年9月17日(水)

13:00~15:00

議事堂 201委員会室

1 参考人からの意見聴取

2 他の道府県におけるリサイクル製品の利用推進等に関する条例等について

3 その他

添付資料

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 参考人略歴 |
| 資料2 | 参考人説明資料「リサイクル社会の構築に向けて」 |
| 資料3 | 他の道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例等について |
| 資料4 | 各道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例、要綱等の規定項目 |
| 資料5 | 議員提出条例に係る検証検討会 当面の進め方(案) |

参考人略歴

足立芳寛（あだちよしひろ）

東京大学大学院工学系研究科マテリアル工学専攻教授

研究分野 ニューマテリアル、基盤マテリアル

研究テーマ 3R 新エネ・省エネ技術に関する環境評価モデルや環境評価技術(数学・統計的シミュレーションモデル)

学歴 1970年 京都大学工学部金属工学学科卒業
1996年 京都大学博士(工学)授与

職歴

1970年4月 通商産業省採用(重工業局製鉄課)
1972年5月 通商産業省公害保安局公害防止指導課大気係長
1974年4月 通商産業省工業技術院研究業務課研究管理専門職
1975年11月 科学技術庁研究調整局宇宙開発課開発係長
1977年10月 通商産業省基礎産業局製鉄課課長補佐
1980年9月 通商産業省大臣官房秘書課付(外務省研修)
1981年5月 外務省在ベルギー欧州共同体政府代表部一等書記官
1984年5月 通商産業省生活産業局ファインセラミックス室長
1986年5月 通商産業省名古屋通商産業局商工部長
1987年5月 通商産業省基礎産業局製鉄課長
1989年7月 長岡技術科学大学計画経営系教授(社会システム分析担当)
1991年7月 通商産業省機械情報産業局通商室長
1992年6月 通商産業省通商政策局技術協力課長
1994年7月 日本貿易振興会機械技術部長
1996年6月 通商産業省工業技術院技術審議官(技術開発担当)
1998年10月 東京大学大学院工学系研究科金属工学専攻寄付講座教授

現在 産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会委員



リサイクル社会の構築に向けて

—地球温暖化対策、資源枯渇対策と 環境社会のグランドデザイナー—

東京大学大学院工学系研究科

マテリアル工学専攻

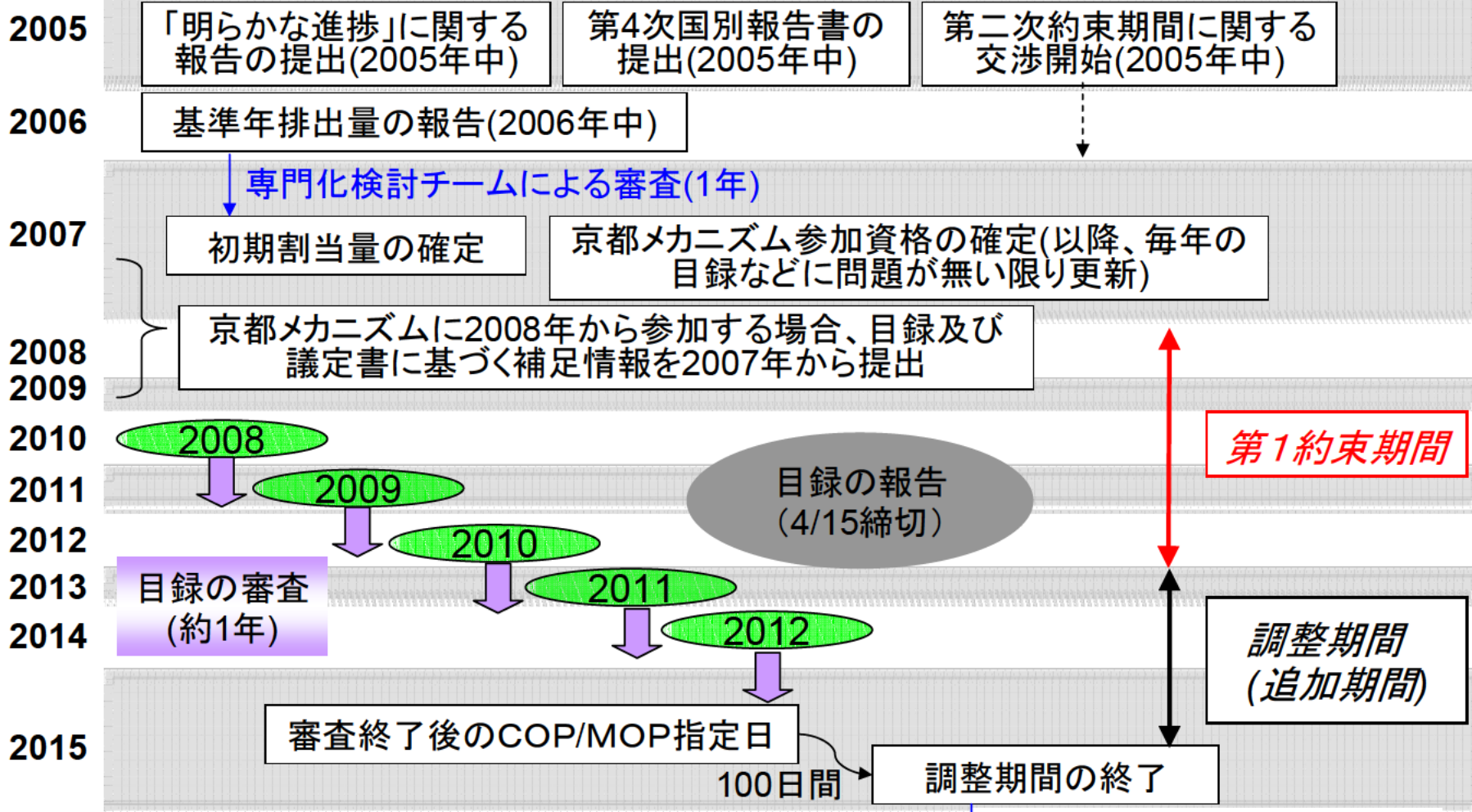
教授 足立 芳寛



京都議定書のタイムフレーム

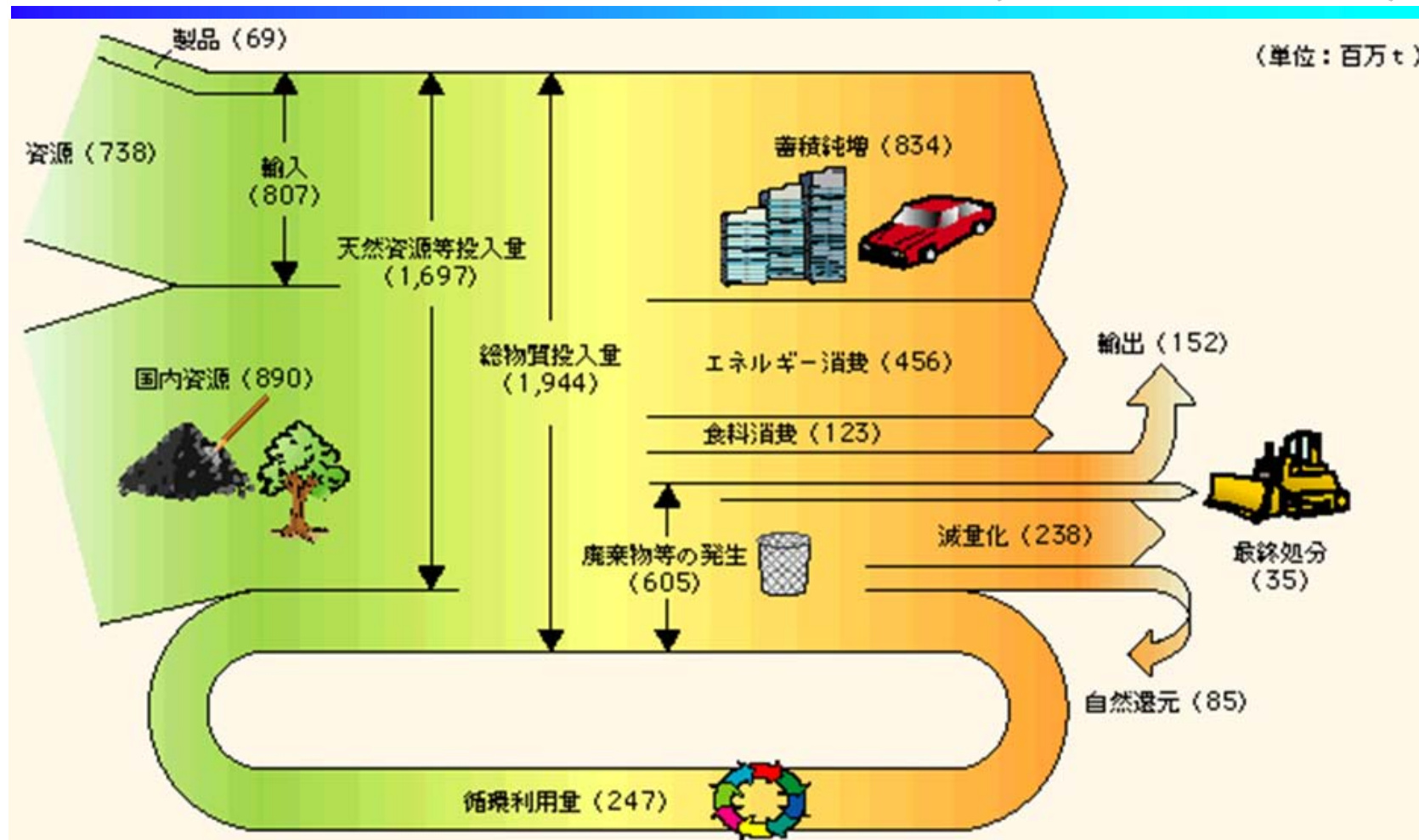
- 1995 COP1:ベルリン・マンデート
- 1997 COP3:京都プロトコル
- 2001 COP7:マラケシュ合意(運用細目)

京都議定書発効



2015 審査終了後のCOP/MOP指定日 100日間 → 調整期間の終了 → 委員会での検討(最長9ヶ月)

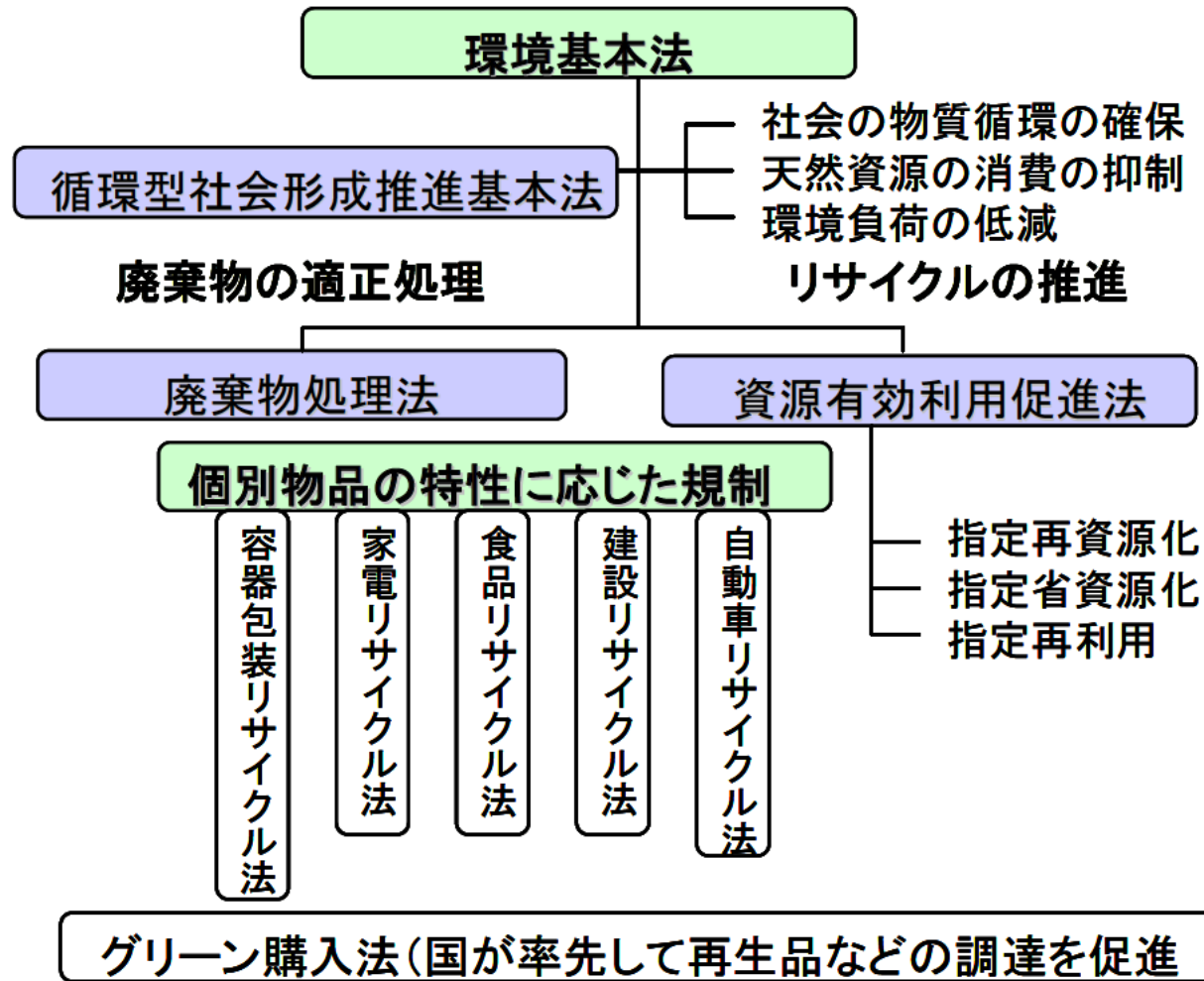
日本のマテリアルフロー (2004年度)



(注) 産出側の総量は水分の取込み等があるため総物質投入量より大きくなる

出典: 平成19年度 環境・循環型白書

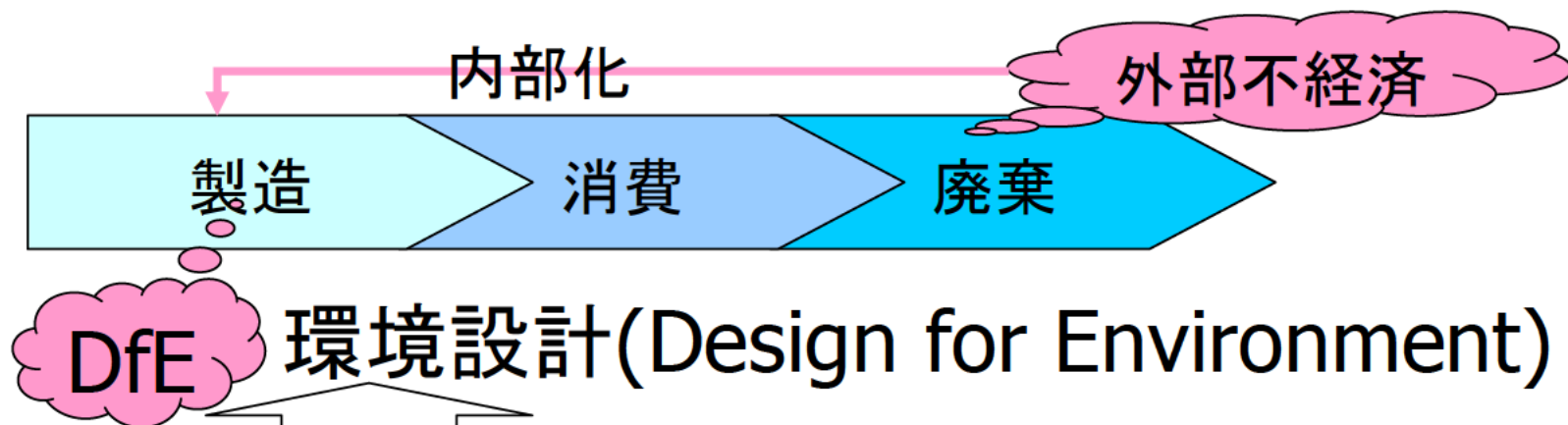
資源循環に関する法体系



EPR (Extended Producer Responsibility)

により外部不経済が内部化

- EPRとは、製品に対する生産者の責任を、物理的及び金銭的に、製品のライフサイクルにおける消費後の段階まで拡大させる1つの環境政策手法(OECDの定義)
- EPR政策には2つの関連した特徴がある
 - (1)責任を自治体から上流側である生産者に転嫁すること
 - (2)生産者に対し、設計時に環境に配慮するインセンティブ

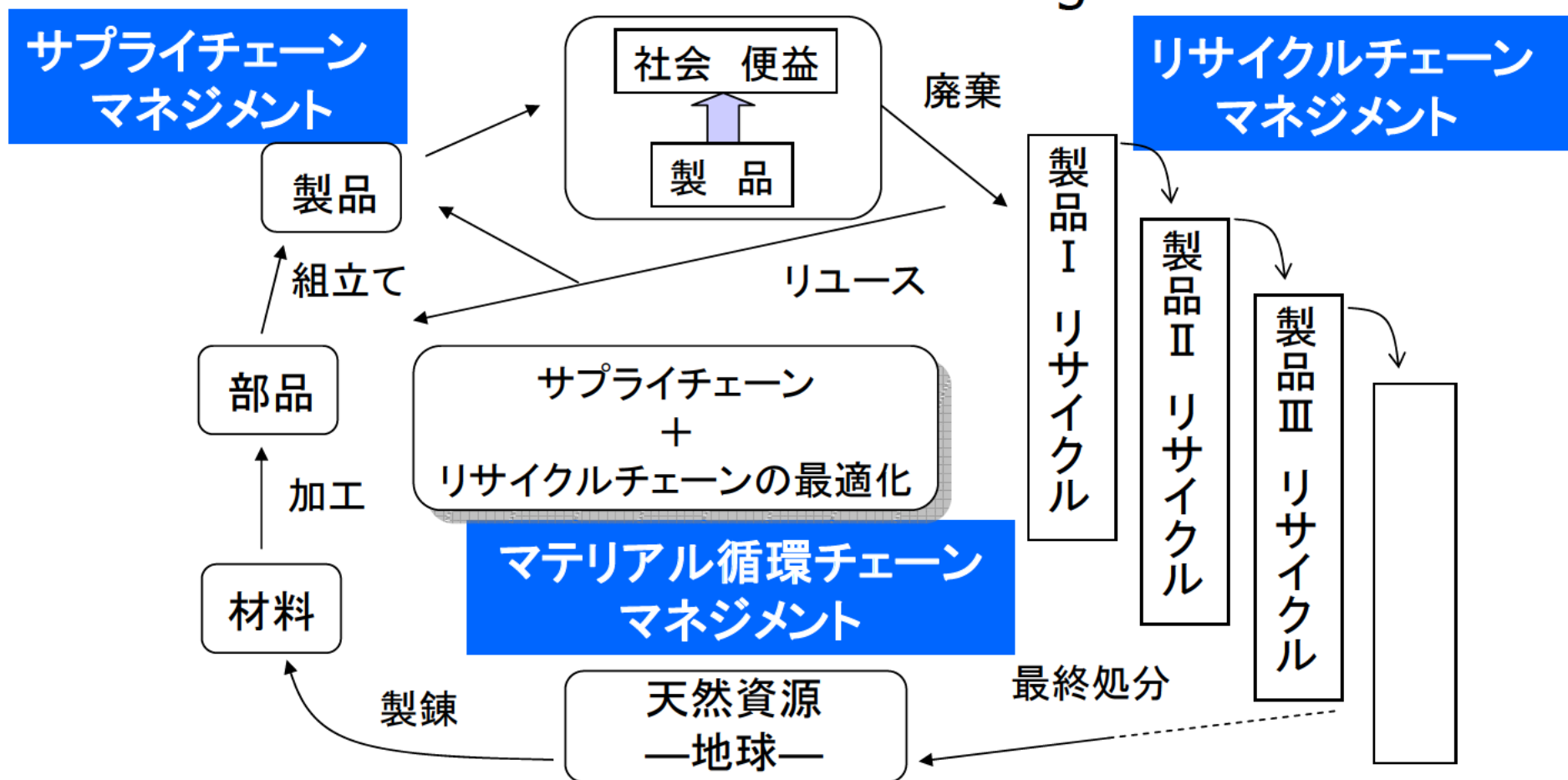


廃棄段階における環境性、経済性が製造者にフィードバックされることにより、製品ライフサイクルを通じた最小化インセンティブが働く

マテリアルデュアルチェーンマネジメント

21世紀型資源生産性の最適化

Sustainable material management



循環型社会形成に向けた 日本における3つの政策目標

1990年の現状値

2010年の目標値

1. 資源生産性

= GDP / 天然資源等投入量

210,000円 / トン

390,000円 / トン

336,000円/トン(2004年度)

2. 循環利用率

= 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)

8%

14%

12.7%(2004年度)

3. 最終処分量

110 百万トン

28百万トン

35百万トン(2004年度)

出典:平成19年度 環境・循環型白書

循環型社会形成に向けた 日本における3つの政策目標

図4-2-7 資源生産性の推移

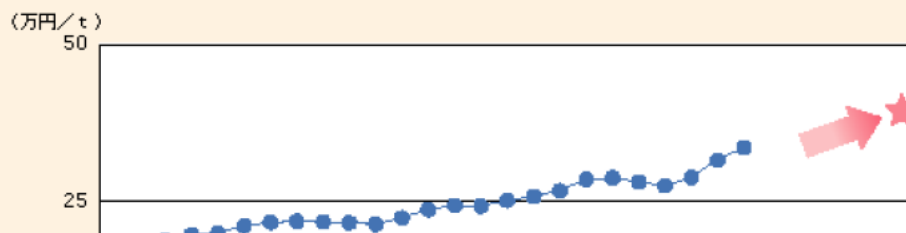
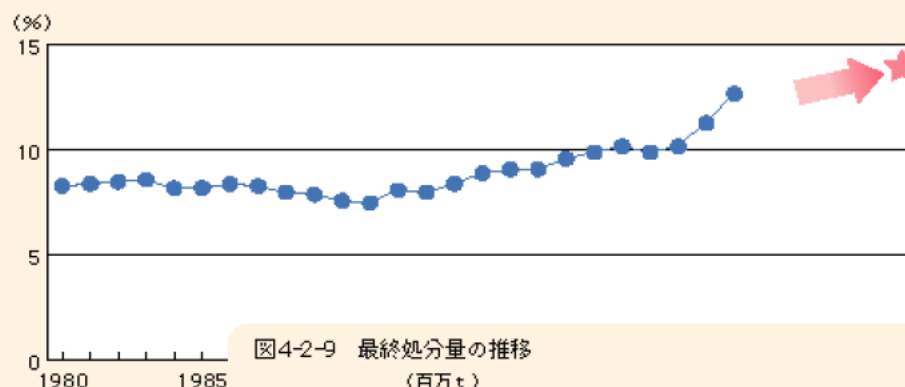


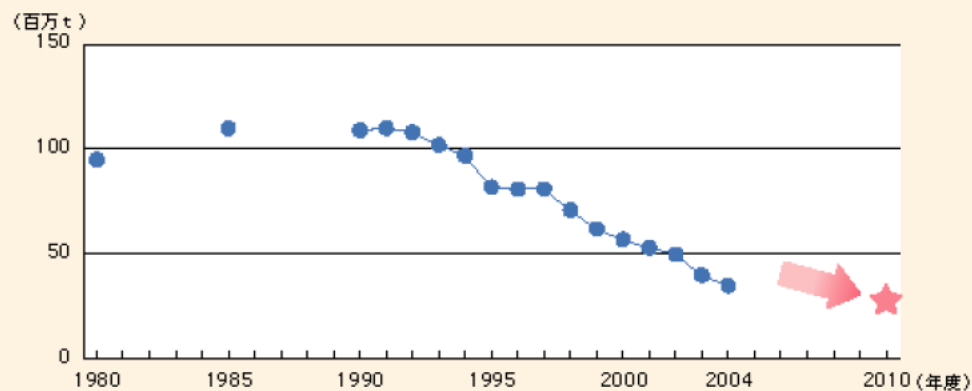
図4-2-8 循環利用率の推移



資料:

資料: 環境省

図4-2-9 最終処分量の推移



(資料) 環境省

“Strategic Integrated LCA Technology
for a Sustainable Society (Silt)”

循環型社会へ

環境社会のデザイン

国際社会

社会システム
経済システム

Silt

拡大解析ツール

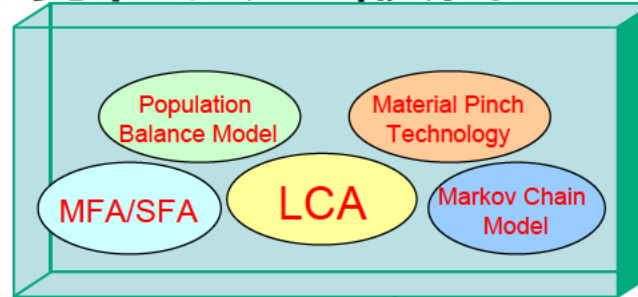
提案

評価システム

イノベーション

環境社会デザインツール

環境社会の設計ツール



評価のための
ツールボックス

環境社会の実行ツール

規制的措置

経済的措置

規範的措置

例) 三重県リサイクル製品利用推進条例

||

||

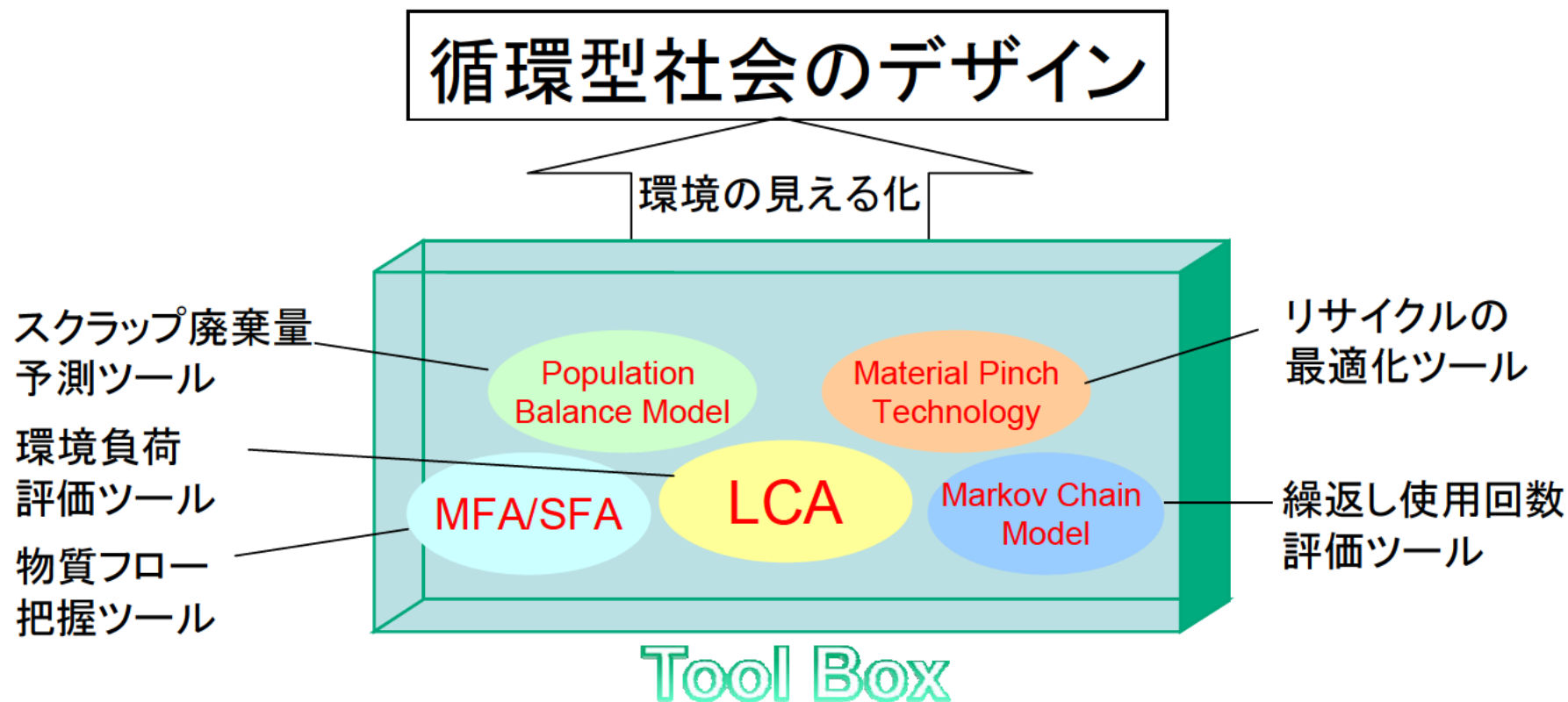
||

例) 排出規制一罰則

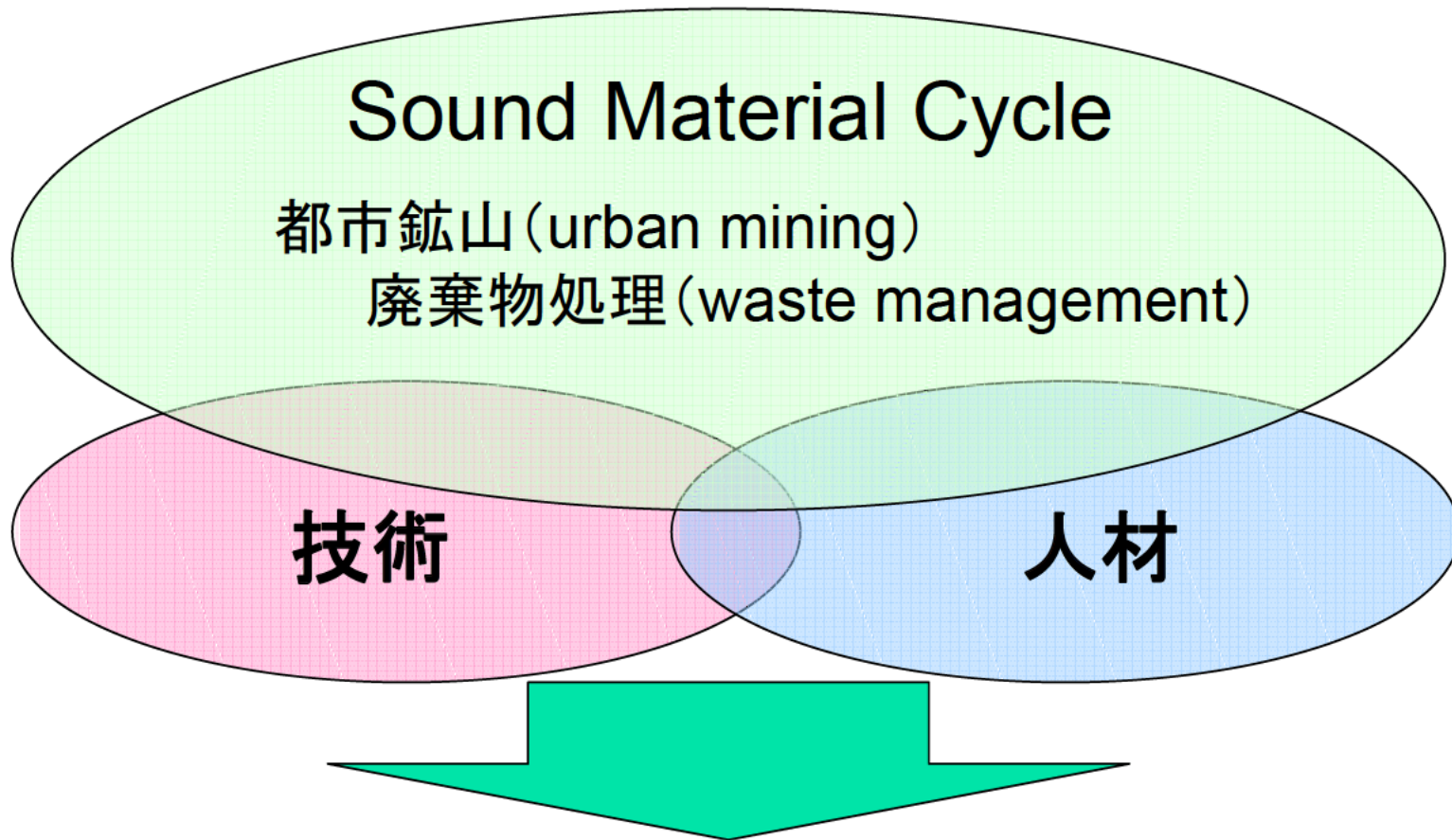
環境税・排出権取引

ごみの分別・減量化

環境マネジメント工学

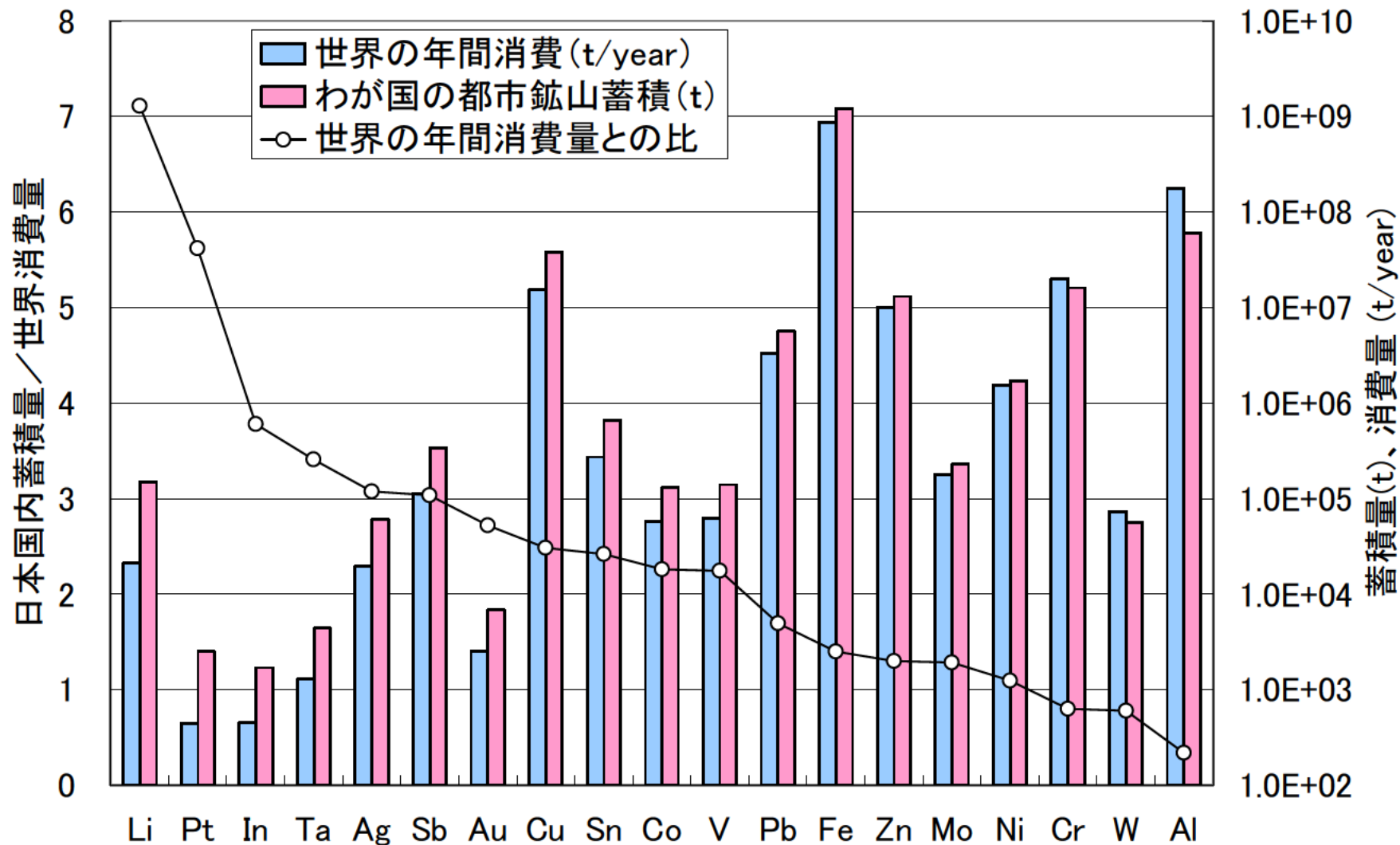


URBAN Resources Management



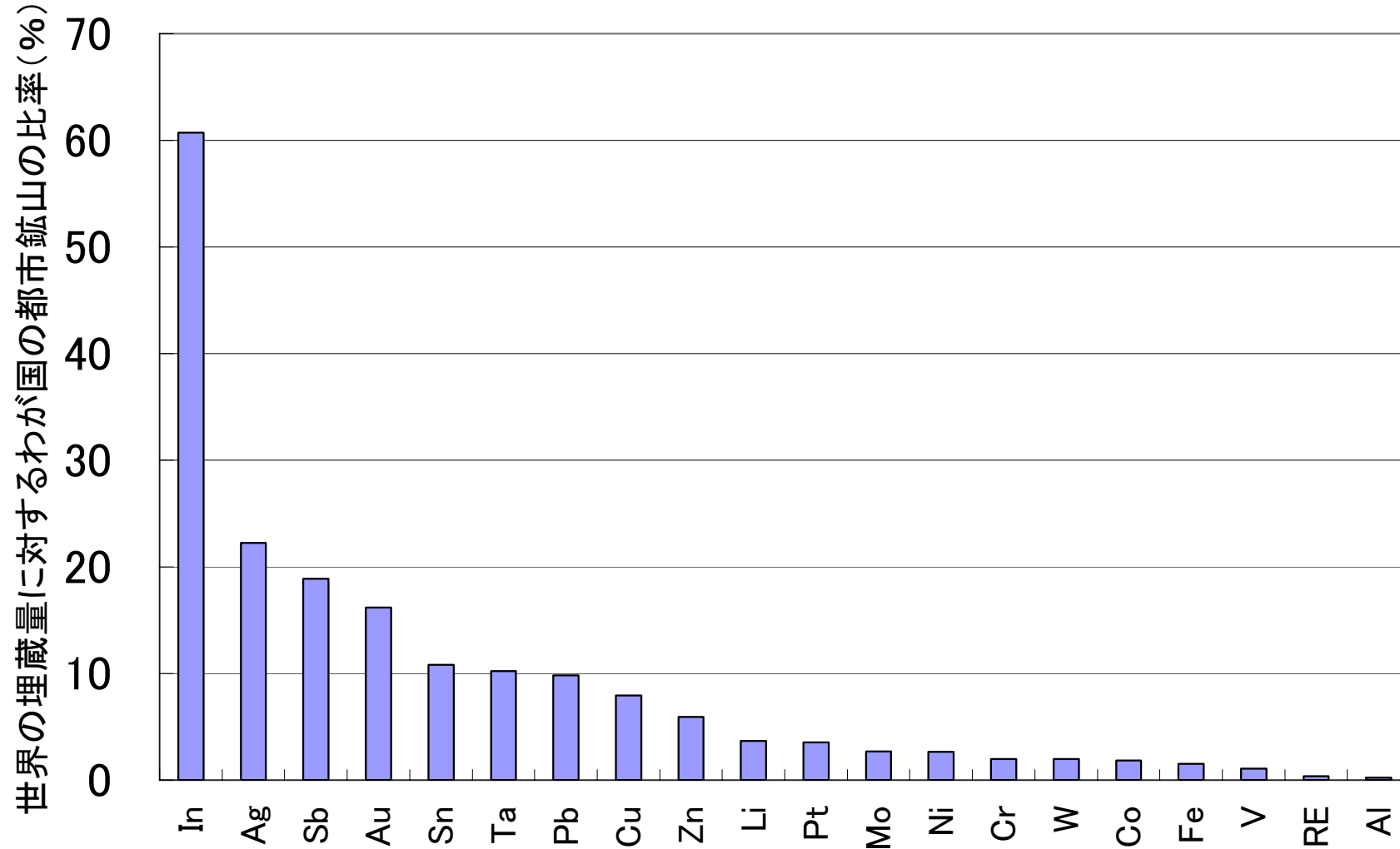
21世紀版”江戸時代型循環社会”

都市鉱山の重要性



出典: 原田幸明 NIMS News平成20年1月11日

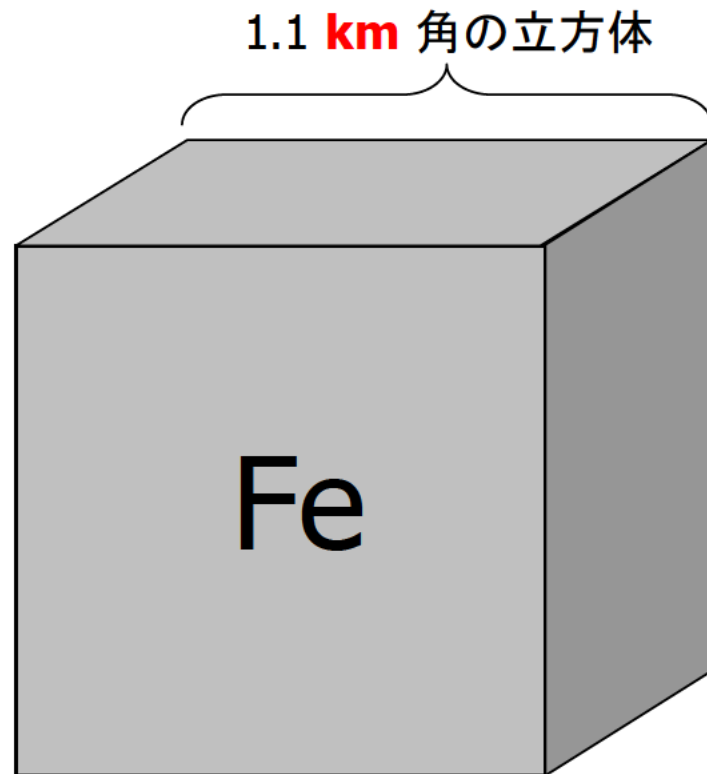
世界の埋蔵量に対する 日本の都市鉱山の比率



ベースメタルとレアメタル

Fe: 世界蓄積量 約130億トン(約17億 m^3)

Pt: 既採掘量 約4,200トン(約200 m^3)



6 **m** 角の立方体



Au: 既採掘量 約156千トン(約8千 m^3)

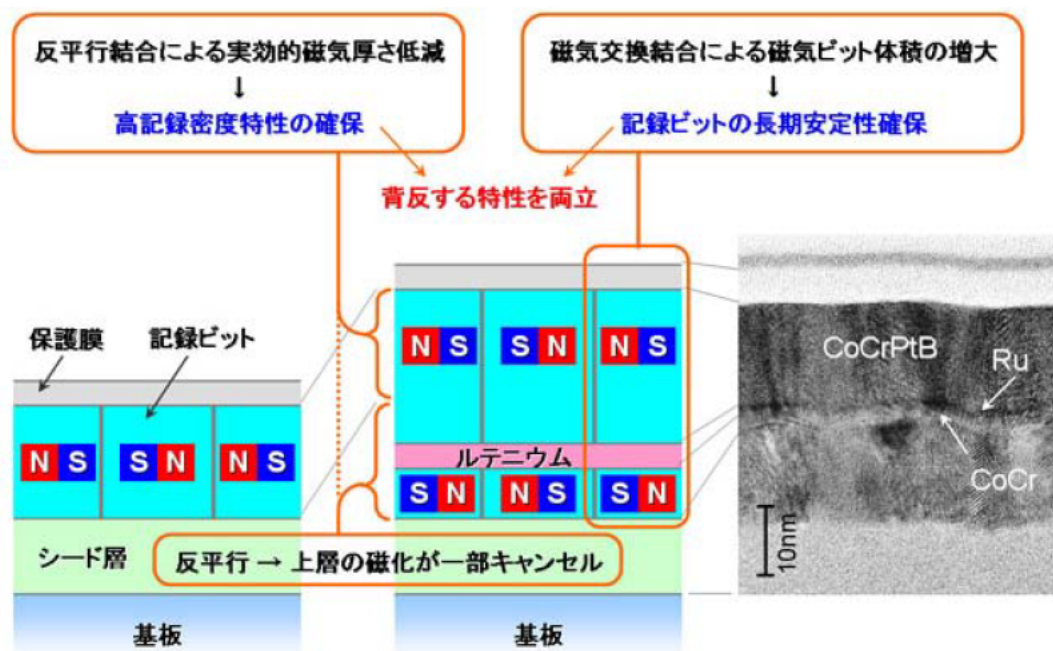
20 **m** 角の立方体



レアメタルの消費拡大

新技術に欠かせないレアメタル

白金族のルテニウム(Ru)は、垂直記録型HDDの記憶容量向上に有効であり近年の消費量が急激に伸びている元素の1つである。



従来型媒体

交換結合型磁気記録媒体(SFM) 試作媒体の電子顕微鏡写真

< 交換結合型磁気記録媒体(SFM)の構造と作用について >

回収技術の必要性

FUJITSUプレスリリース2007年5月8日

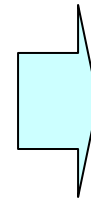
リサイクルの最適化(資源生産性の最適化)

リサイクルによる環境負荷最小化
リサイクルコストの最小化

3つの方策

①社会制度

- 価格圧力、使い方



再利用先の最適化

②製品設計

- CP; Cleaner Production
- 易解体設計(DfD)



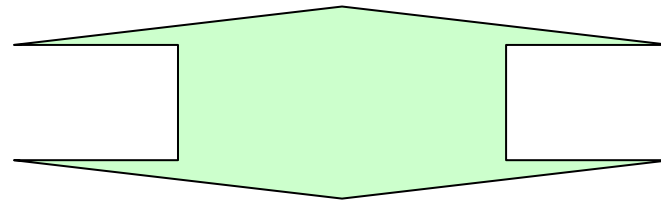
技術開発の最適化

③再利用技術

- 精錬技術、分離技術
- 都市鉱山からの回収

①社会制度

グランドデザインの必要性



対処療法的施策

例) 容器包装リサイクル法

収集コストの負担

回収プラの利用方法の最適化

②製品設計(CP; Cleaner Production)

製品の分解を進めるほど

環境負荷
回避効果



リサイクルに要する
エネルギー



DfD (Design for Disassembly) 導入
リサイクルシステム改良

上記トレードオフを考慮した指標の必要性

環境マネジメント・マネージャー特別コース — DfEの実践と分析 — 講義実績

開催日程	2007年6月1日(金)、6月2日(土)
開催場所	財団法人 国際環境技術移転研究センター(ICETT)
対象受講生	企業や官公庁における次世代の経営幹部候補生
募集人数	15名

座学風景



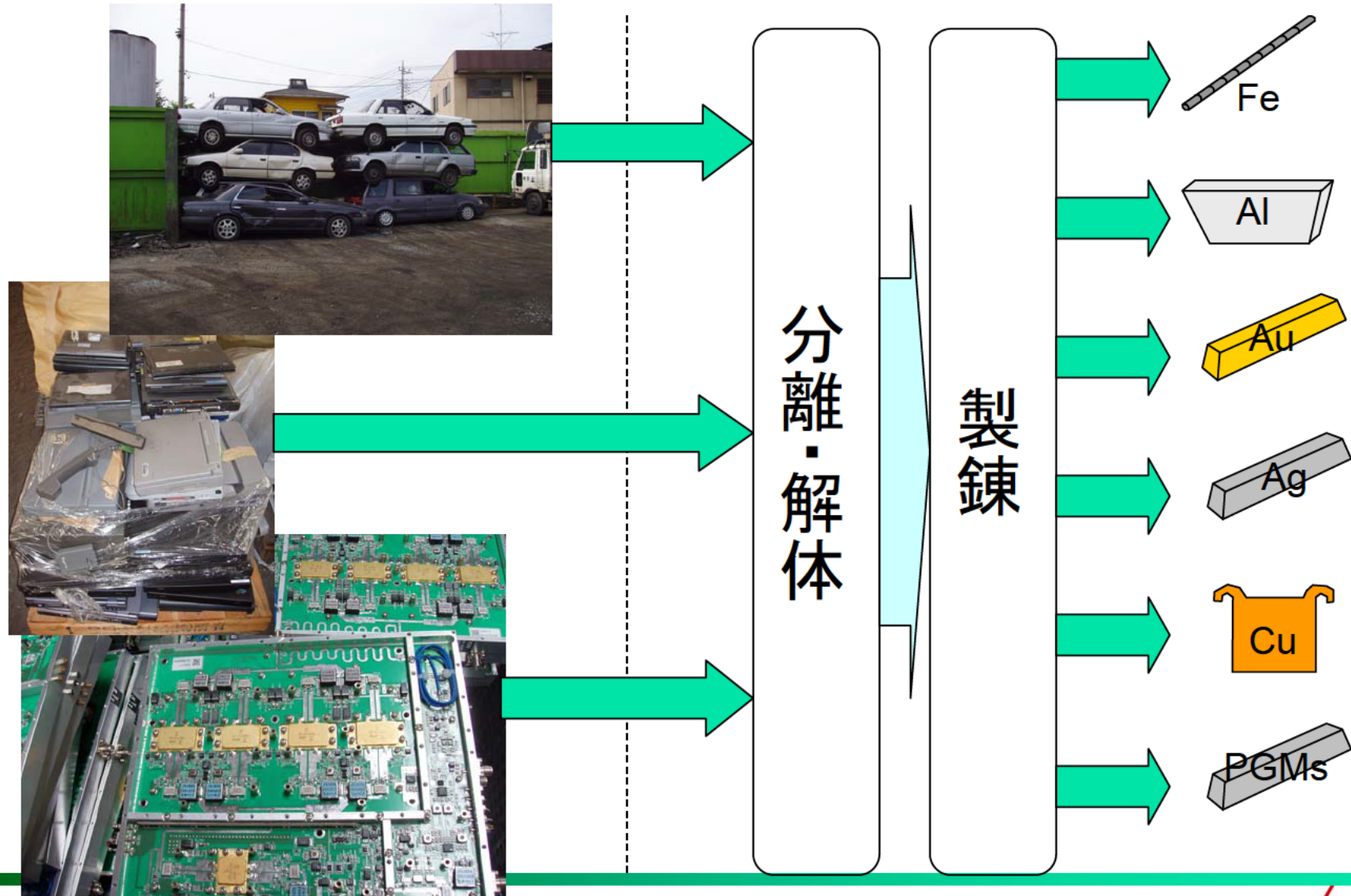
分析演習



解体演習



③再利用技術

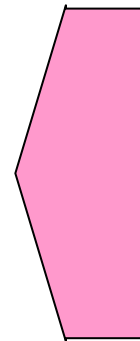


環境社会のデザインツールの構築に向けて

循環型社会の構築のために

リサイクルの最適化

- ① 社会制度
- ② 製品設計
- ③ 技術開発



ランドデザインの必要性
評価の必要性

マテリアルデュアルチェーンマネジメント

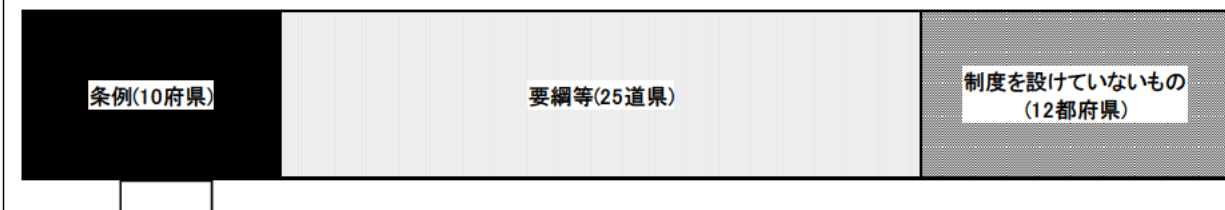
他の道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例等について

一 条例の制定状況

現在、リサイクル製品の認定制度を設けている35道府県のうち、10府県が条例において規定している（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、岐阜県、三重県、和歌山県、大阪府、岡山県、広島県）。その他の25道県は要綱等による。

→ 県の内部規定である要綱等でなく、県民等に責務を課すなど自治体の自主法である条例で規定してリサイクル製品の利用推進に取り組むのは、47都道府県中10府県である。

【都道府県におけるリサイクル認定制度に関する条例等の制定状況】



二 条例の分類

①リサイクル製品の利用推進を図る条例	②グリーン購入の促進を図る条例	③循環型社会の形成に関する条例	④生活環境の保全に関する条例
三重県 [H13. 10] 秋田県 [H16. 4] 青森県 [H17. 9] 和歌山県 [H18. 1] 岐阜県 [H19. 4]	宮城県 [H18. 4]	岡山県 [H14. 10] 岩手県 [H15. 4] 大阪府 [H15. 4]	広島県 [H15. 10]
※ 再生資源を利用したリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。	※ <u>物品の購入やサービスの提供を受けるに当たり、環境への配慮を勘案することを規定する条例の中で、再生資源を利用したリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。</u>	※ <u>廃棄物の発生抑制、適正管理等を規定する条例の中の施策の一つとして、再生資源を利用したリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。</u>	※ <u>生活環境の保全という広い目的を掲げる条例の中で、大気、水及び土壌の環境保全、騒音の防止等の様々な施策の一つとして資源の循環的な利用に関する施策を設け、その中でリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。</u>

三 条例等に規定している項目

1 県の責務（第3条関係）

リサイクル製品の利用推進に関する制度を条例で定めている5県のうち、
・三重県、青森県及び和歌山県の3県は「必要な措置を講ずるものとする」義務規定としている。
・秋田県及び岐阜県の2県は 認定製品の調達、市町村との関係、広報啓発に関する責務規定を設けている。

三重県をはじめとする3県は、義務規定という県に強い責務を課し、リサイクル製品の利用推進を県の義務とすることで、県の強い姿勢を打ち出している。

三重県：「リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする」

青森県：「認定リサイクル製品の使用を推進するために必要な措置を講ずるものとする」

和歌山県：「認定リサイクル製品の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする」

秋田県：「 率先して認定リサイクル製品を利用するように努めなければならない、市町村に対し技術的助言、情報提供、優先的な利用に配慮するよう要請するものとする、 認定製品に関する情報提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする」

岐阜県：「 優先的に調達するように努めなければならない、市町村に対し技術的助言、情報提供、優先的な利用に配慮するよう要請するものとする、 認定製品の情報提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする」

2 県民及び事業者の責務（第4条関係）

リサイクル製品の利用推進を図る5県の条例すべてにおいて、物品購入、借受け、役務提供を受ける場合は、できる限り製品を選択するよう努めることとする規定を設けている。

各県における条例の規定内容に大きな差はないものとみられる。

3 県と市町との協働等（第5条関係）

（1）市町村との関係

市町村との関係を条例で規定しているのは、10府県のうち9府県（三重、青森、岩手、宮城、秋田、岐阜、大阪、和歌山、岡山）。

- ・青森県、岐阜県及び和歌山県では、市町村への優先的な利用についての要請等を規定している。
- ・秋田県及び岩手県では、市町村の責務等について規定している。

三重県では平成17年の一部改正の際に「県の責務」から独立させ、「市町との協働」として、市町との関係を明らかにしている。類似の規定としては、宮城県において市町村との連携及び協働を規定している。平成12年の地方分権一括法の施行などを踏まえると、三重県の規定は市町は県が施策を進める上でのパートナーとして位置付けており、時代に即した規定といえる。

三重県：「県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる」

「県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力をを行うものとする」

青森県：「県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の使用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な使用に配慮するよう要請するものとする」

岐阜県：「県は、市町村に対し、リサイクル認定製品の利用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な利用に配慮するよう要請するものとする」

和歌山県：「県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の利用を促進するための情報の提供を行うとともに、その利用の促進に配慮するよう要請するものとする」

秋田県：「県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の利用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な利用に配慮するよう要請するものとする」

「市町村は、・・・、自ら認定リサイクル製品の優先的な利用に努めるようにするとともに、その区域において認定リサイクル製品の利用が推進されるよう適切に配慮するものとする」

岩手県：「市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」

宮城県：「県は、市町村、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、グリーン購入を促進するために必要な措置を講ずるものとする」

(2) 他の都道府県との関係

条例では3府県(三重、大阪、岡山)においてのみ、連携等に関する規定を設けている。

県の施策の理念としての規定であり、条例で定めるべきものであると考えられ、要綱等では規定されていない。他の府県に比べ特徴的であるといえる。

三重県：「リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする」

大阪府：「施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする」

4 認定及び認定基準(第6条関係)

次に掲げる ~ をすべて認定基準としているのは、条例では3県(三重、秋田、岐阜)であり、要綱等では20府県となっている。

県内工場等において生産等される製品であること

県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること

工場等における環境の保全に関する措置が講じられていること

既に販売されている又は6月以内の生産開始が確実であること

リサイクル製品の利用推進及びリサイクル産業の育成という目的にかんがみ、県内で発生する再生資源等を用いて、県内で生産される製品について認定するのは、必要な前提とみられる。

~ のほか、品質及び安全性に関する具体的な基準について、10府県のうち条例で規定しているのは2県(秋田、岐阜)、規則で規定しているのは4県(三重、青森、岩手、和歌山)、要綱等で規定しているのは4府県(宮城、大阪、岡山、広島)である。

品質及び安全性については、緻密で専門的な検証に基づく詳細な数値基準であるものなので、法制度として、規則、要綱等で規定するという三重県の規定の構成は妥当なのではないか。

品質及び安全性に関する基準を条例で規定している2県(秋田、岐阜)では、他の基準とともに特別管理(一般及び特別)廃棄物を原材料として使用しないことについても、条例で規定している。

その他、以下の要件を認定基準の項目としているものもある。

- ・申請者等の要件を定めているもの
- ・認定製品の普及が県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与すること

上記の要件を設けている条例、要綱等は、目的の規定にかんがみ、リサイクル認定製品により重い規定を課しているといえる。

リサイクル認定製品のいわゆるブランド価値を高めるため、重い規定を課す方法は、有効な一方法であるかとも考えられる。

なお、要綱等では、20道県において、認定製品の普及が県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与すること等を認定基準の項目としている。

他の条例では次に掲げる事項等を認定基準の項目としているものがある。

岐阜県：次の場合に該当すると認められるときは認定をしないものとしている。

不正な目的で使用されるおそれがある、製造等に当たり特許権等を侵害するおそれがある、申請者が不正又は不誠実な行為をするおそれがある、認定をすることがふさわしくない

宮城県：製造業者等の要件を規則で定めている。

申請前の5年間、条例及び環境法令に違反し、不利益処分を受けていない者、製造等に当たり特許権等を侵害し、又は販売に適用される法令に違反していない者 など

5 リサイクル製品認定委員（第7条関係）

条例において認定時に認定委員等の意見を聴くといった規定を設けているのは10府県中6県、要綱等では25道県中24道県である。

専門家の知見の活用という視点から、必要な規定であると考えられる。

なお、条例では3県（秋田、岐阜、宮城）において審査会等の組織を設置している。

その中で、2県（秋田、岐阜）において、

- ・認定の取消等の際にも意見を聴く、とともに
- ・知事の諮問に応じ認定製品の利用推進について重要事項の調査審議もその所掌事務としている

認定委員について、認定の際に化学等の専門的な知見から意見を聴くだけでなく、さらに、リサイクル認定製品の一層の利用推進、普及啓発等について、例えば販売や流通、消費者等の視点からの専門的な意見を聴く機会を設けることも考えられるのではないか。

三重県：「知事は、前条第一項の認定に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員を任命し、その意見を聴くものとする」

秋田県：・知事は、認定及び認定取消時に意見を聴く。
・知事の諮問に応じ、リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べるができる。

岐阜県：・知事は、認定及び認定取消時に意見を聴く。
・知事の諮問に応じ、リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

6 認定手続に関する規定（第8条、第9条関係）

三重県では、生産開始前に、知事により認定基準に適合していることの確認を行うこと、認定に当たり品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付すことができることとしている。

平成18年の一部改正により、認定に当たって条件の付与ができることとし、品質及び安全性の確保に関し知事に権限を与えるとともに責務を課しているといえる。

認定リサイクル製品の有効期間についての規定は下記の別表のとおり。

3年としている道府県が多いところ、三重県は5年としているものである。
なお、三重県においては毎年、認定生産者からの適合状況報告を求めるとともに、製造工場へ立入調査を実施しているとのことである。

認定リサイクル製品の有効期間

	5年	3年	2年
条例	4県(三重、秋田、和歌山、岡山)	6府県(青森、岩手、宮城、岐阜、大阪、広島)	なし
要綱等	2県	21道県	2県

7 認定の取消し等（第10条関係）

取消事由に関して、三重県及び広島県の2県では、取り消さなければならない事由を規定している。（各道府県では取り消すことができる旨の規定となっている。）

三重県では一定の要件に該当すると、知事の裁量なしで取り消さなければならない事由を規定し、事業者の基準の遵守等の徹底を図っている。

本県では、平成18年の一部改正により、取消の場合に一定期間の新たな認定申請の制限を課している（期間は5年間）。条例では2県（三重、岐阜）、要綱等では3県のみが規定している。

制限期間としては5年間で3県、3年間で2県であり、三重県の制限は最も厳しいものとなっている。

なお、取消手続きに関して、条例では2県（秋田、岐阜）、要綱等では9県が、認定の取消時にも審査会等の意見聴取を規定している。

意見聴取を求めることにより、手続きの迅速性を阻害する面がある一方、事業者の不利益となる取消について慎重な手続きを重ねる意義を有するものと考えられる。

三重県：取り消さなければならない事由

「正当な事由がなく生産等をしなくなったとき」

「認定基準に適合しなくなったと認めるとき」

「偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき」

その他、三重県においては、認定に当たっての条件に違反したとき、是正又は改善を行わないときについて、認定を取り消すことができる事由としている。

8 認定生産者の義務（第11条関係）

・ 品質、性能の維持について、条例では3県（三重、宮城、岐阜）、要綱等では11道県において規定を設けている。
・ 認定製品の基準への適合状況試験・検査の実施と報告、製品及び関係書類の保存については条例では三重県及び岐阜県においてのみ規定している。

平成18年の一部改正により品質及び安全性の確保について他の道府県に比べ先進的なものとなっており、岐阜県もその後同様の規定を設けている。

その他、宮城県等他の道県において、製品に関する情報の公開及び提供、消費者との関係に関する規定等を設けている。

製品の安全性に対する信頼を高める点を有する一方、生産者への負担を増すことにもなると考えられる。

(1) 品質、性能の維持

三重県：「認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない」

宮城県：「認定製品の品質を維持するため、適切な品質管理を行うこと」

岐阜県：「認定を受けた者は、リサイクル認定製品が認定要件に適合するよう、その安全性及び規格を維持しなければならない」

(2) 適合状況試験・検査の実施と報告

三重県：「毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする」

岐阜県：「リサイクル認定製品について認定要件に適合していることを確認するため、規則で定めるところにより、概ね一年ごとに試験、検査等を行い、その結果を知事に報告しなければならない」

(3) 製品、関係書類等の保存

三重県：「品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない」

岐阜県：「報告に係るリサイクル認定製品及び書類を、当該報告をした日から5年間保存しなければならない」

(4) その他

宮城県：「県及び県民等に対し、認定製品の品質に関する規格及び管理体制についての情報を提供すること」

「認定製品に関し、流通又は販売の過程において消費者との間で問題が発生したときは、自ら対処すること」

要綱等では5県において製品に関する情報の公開及び提供に関する規定を設けている。

9 認定の取下げ等（第12条関係）

条例では5県（三重、宮城、秋田、岐阜、和歌山）において規定し、要綱等では13道県において規定している。

平成18年の一部改正により新設され、事業者側からの自主的な申出の方法も設けることにより、製品の品質及び安全性のため、より多様な方法を確保しているといえる。

10 是正又は改善の勧告（第13条関係）

条例では三重県のみが規定し、要綱等では3道県（北海道、長野、山口）において規定している。

平成18年の一部改正により新設され、製品の品質及び安全性を確保するため、知事に強い権限を与えるという本県の特徴的な規定と考えられる。

11 類似表示の禁止（第14条関係）

条例では8県、要綱等では19道府県と多くの道府県において規定している。

各県における条例の規定内容に大きな差はないものとみられる。

16（罰則）と関係するが、この違反した者に罰則を科す県が2県ある。しかし、当該条例は規制する条例ではないことから考えると罰則を科すことが適当かは疑問である。

12 県の調達義務等（第15条関係）

条例では10府県すべてにおいて、調達義務に関し、「優先的に」、「積極的に」、又は「率先して」購入に努める等の規定をしている。

各府県における条例の規定内容に大きな差はないものとみられる。

三重県：「県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない」

岐阜県：「県は、物品及び役務の調達に当たっては、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格であるリサイクル認定製品又はリサイクル認定製品を用いて提供される役務がある場合は、これを優先的に調達するように努めなければならない」

宮城県：「県及び地方独立行政法人等は、物品又は役務の調達に当たっては、積極的にグリーン購入を推進するものとする」

1 3 立入検査等（第16条関係）

条例では6県（三重、青森、岩手、秋田、岐阜、和歌山）において認定生産者等に対する報告等の徴収、立入検査等に関し規定している。要綱等では16県において規定している。

条例の施行に必要な限度において、立入検査等を行うことができることを規定しており、各県の条例と比べ大きな差のないものとなっている。

なお、認定生産者だけでなく、申請者にも立入調査等を行うことができる規定としているのは三重県だけであり、平成18年の一部改正により認定前から調査を行うという品質及び安全性の確認のための強い権限を知事に付与しているといえる。

また、同改正により、サンプル収去の権限を知事に与えているのも同様の趣旨であろう。

1 4 研究開発の支援（第17条関係）

条例では4府県（三重、宮城、大阪、岡山）においてのみ規定している。

平成17年の一部改正により新設されたものであり、すでに開発されたリサイクル製品を認定し、その利用を促進するというだけでなく、新たな技術開発によりリサイクル製品の利用推進を図る県の姿勢を示すものとして特徴的な規定と考えられる。

三重県：「県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる」

宮城県：「県は、基本方針において認定製品の調達に配慮するとともに、県民等への認定製品に関する情報の提供その他の認定事業者を支援するために必要な措置を講ずるものとする」

大阪府：「府は、循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者に対し、試験研究機関と連携し、技術情報の提供その他の循環資源の循環的な利用に関する技術の開発のため必要な支援の措置を講ずるものとする」

15 広報啓発（第18条関係）

条例では6県（三重、岩手、宮城、秋田、岐阜、岡山）において規定し、要綱等では20道県において規定している。

平成17年の一部改正により新設された規定であり、具体的施策として条文上明記しているのは3県のみである。県に対して広報啓発に積極的に取り組むことを具体的に求める特徴的な規定と考えられる。

三重県：「県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする」

宮城県：「県は、県民等のグリーン購入に関する理解を深めるため、普及啓発活動を実施するものとする」

「県は、県民等がグリーン購入を行うに当たって必要な環境情報を提供するものとする」

岡山県：「県は、事業者及び県民が循環型社会の形成に努めることを促進するため、必要な知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする」

16 罰則

罰則に関する規定としては、岩手県及び岐阜県の2県のみが条例において過料を規定している。

課罰の対象として、「認定製品である旨を不当に表示した者」については、11（類似表示の禁止）のとおり。

岐阜県のように「不正な手段により認定を受けた者」に過料を科すことについては、認定手続きの真実性を担保し、リサイクル認定製品に対する信頼性を確保するための手段となっている。

なお、過料は刑罰である罰金及び料料と区別され、一種の行政処分であり、行政上の秩序を維持するために秩序違反行為に対して科すものである。従って、仮に本条例において罰則を設けるのであれば、三重県の他の条例の規定を勘案し、今後慎重な検討が必要と考えるところである。

岩手県：「認定製品である旨を不当に表示した者」について、5万円以下の過料

岐阜県：「不正な手段により認定を受けた者」、「認定製品である旨を不当に表示した者」について、5万円以下の過料

番号	道府県名	13 立入検査等		14 研究開発の支援	15 広報啓発	16 罰則
		(1) 報告徴収	(2) 立入検査(報告徴収を含む)			
1	三重県					
2	北海道					
3	青森県					
4	岩手県					
5	宮城県					
6	秋田県					
7	山形県					
8	福島県					
9	茨城県					
10	栃木県					
11	山梨県					
12	長野県					
13	富山県					
14	石川県					
15	岐阜県					
16	静岡県					
17	愛知県					
18	福井県					
19	滋賀県					
20	大阪府					
21	奈良県					
22	和歌山県					
23	鳥取県					
24	島根県					
25	岡山県					
26	広島県					
27	山口県					
28	徳島県					
29	香川県					
30	愛媛県					
31	高知県					
32	福岡県					
33	佐賀県					
34	大分県					
35	沖縄県					

議員提出条例に係る検証検討会 当面の進め方（案）

